

期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成22年3月30日

香川県人事委員会委員長 桑 城 秀 樹

### 香川県人事委員会規則第9号

期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則

期末手当及び勤勉手当に関する規則（昭和38年香川県人事委員会規則第20号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(勤勉手当の成績率)</p> <p>第14条 略</p> <p>(1) 勤務成績が特に優秀な職員 100分の87以上100分の140以下（第5条の2に規定する管理又は監督の地位にある職員（以下「特定管理職員」という。）にあっては、<u>100分の113以上100分の180以下</u>）</p> <p>(2) 勤務成績が優秀な職員 100分の77以上100分の87未満（特定管理職員にあっては、<u>100分の100以上100分の113未満</u>）</p> <p>(3) 勤務成績が良好な職員 100分の67（特定管理職員にあっては、<u>100分の87</u>）</p> <p>(4) 勤務成績が良好でない職員 100分の67未満（特定管理職員にあっては、<u>100分の87未満</u>）</p> <p>2 略</p> <p>第15条 略</p> <p>(1) 勤務成績が優秀な職員 100分の35超（特定管理職員にあっては、</p>	<p>(勤勉手当の成績率)</p> <p>第14条 給与条例第4条第12項に規定する再任用職員（以下「再任用職員」という。）以外の職員の成績率は、当該職員の職務について監督する地位にある者による勤務成績の証明に基づき、当該職員が次の各号に掲げる職員の区分のいずれに該当するかに応じ、当該各号に定める割合の範囲内において、任命権者が定めるものとする。ただし、任命権者は、その所属の給与条例第14条の8第1項の職員が著しく少数であること等の事情により、第1号及び第2号に定める成績率によることが著しく困難であると認める場合には、あらかじめ人事委員会と協議して、別段の取扱いをすることができる。</p> <p>(1) 勤務成績が特に優秀な職員 100分の87以上100分の140以下（第5条の2に規定する管理又は監督の地位にある職員（以下「特定管理職員」という。）にあっては、<u>100分の119以上100分の190以下</u>）</p> <p>(2) 勤務成績が優秀な職員 100分の77以上100分の87未満（特定管理職員にあっては、<u>100分の105.5以上100分の119未満</u>）</p> <p>(3) 勤務成績が良好な職員 100分の67（特定管理職員にあっては、<u>100分の92</u>）</p> <p>(4) 勤務成績が良好でない職員 100分の67未満（特定管理職員にあっては、<u>100分の92未満</u>）</p> <p>2 略</p> <p>第15条 再任用職員の成績率は、当該職員の職務について監督する地位にある者による勤務成績の証明に基づき、当該職員が次の各号に掲げる職員の区分のいずれに該当するかに応じ、当該各号に定める割合の範囲内において、任命権者が定めるものとする。</p> <p>(1) 勤務成績が優秀な職員 <u>6月に支給する場合には100分の35</u></p>

100分の45超)

(2) 勤務成績が良好な職員 100分の35 (特定管理職員にあっては、100分の45)

(3) 勤務成績が良好でない職員 100分の35未満 (特定管理職員にあっては、100分の45未満)

## 2 略

別表第1 (第5条の2、第5条の4関係)

職	割合
本庁部長 局長 (出納局長を除く。) 知事公室長	100分の25
理事 (人事委員会の認めるものに限る。) 略 議会事務局長 人事委員会事務局長 監査委員事務局長	
略 東京事務所長	100分の20
略 政策調整監	100分の15
会計管理者	
※教育次長 略	
略 県税事務所長	100分の10

超 (特定管理職員にあっては、100分の45超)、12月に支給する場合においては100分の40超 (特定管理職員にあっては、100分の50超)

(2) 勤務成績が良好な職員 6月に支給する場合には100分の35 (特定管理職員にあっては、100分の45)、12月に支給する場合には100分の40 (特定管理職員にあっては、100分の50)

(3) 勤務成績が良好でない職員 6月に支給する場合には100分の35未満 (特定管理職員にあっては、100分の45未満)、12月に支給する場合には100分の40未満 (特定管理職員にあっては、100分の50未満)

## 2 略

別表第1 (第5条の2、第5条の4関係)

職	割合
本庁部長	100分の25
知事公室長 防災局長 理事 (人事委員会の認めるものに限る。) 略 議会事務局長	
監査委員事務局長	
略 東京事務所長 消防学校長	100分の20
略 政策調整監 観光交流局長 会計管理者 人事委員会事務局長 ※教育次長 略	100分の15
略 県税事務所長	100分の10

消防学校長

東讚保健福祉事務所長

略

略

東讚保健福祉事務所長

略

略

附 則

この規則は、平成22年4月1日から施行する。